

霧島市障害児就学指導委員会条例の一部改正について

霧島市障害児就学指導委員会条例の一部を次のように改正する。

平成27年11月27日提出
霧島市長 前田 終止

霧島市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例

霧島市障害児就学指導委員会条例（平成17年霧島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

霧島市教育支援委員会条例

第1条中「適正な就学判別を図るため、霧島市障害児就学指導委員会（以下「就学指導委員会」という。）」を「適切な就学指導と継続支援を行うため、霧島市教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）」に改める。

第2条中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改め、同条第3号中「総合的検査及び調査並びにその判別」を「教育支援」に改める。

第3条第1項中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 幼稚園長、小・中学校長及び特別支援教育担当教諭

第3条第2項第2号中「医師」の次に「及び保健師」を加え、同項第3号中「学識経験者」の次に「及び特別支援学校地域支援担当教諭」を加える。

第5条第1項、第6条第1項及び第7条中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）の改正により、障害のある子どもの就学手続き及び早期からの一貫した支援の充実を図るため、本条例の所要の改正をしようとするものである。